

2014年3月24日

外務大臣 岸田文雄様
軍縮不拡散・科学部長 北野充様

核兵器廃絶のために NPDI外相会合広島開催に際して日本政府への要請書

核兵器廃絶を願ってきた広島は、146カ国が参加した2月の第2回「核兵器の人道上の影響に関する国際会議」メキシコ開催の成果と第3回の核の非人道性会議をオーストリアが開催するというに新たな展望を見出し励まされています。

日本政府が、核兵器の非人道性に関するメキシコ会議において重要な役割を果たした被爆者セッションの設定などに貢献されたことに敬意を表します。

4月に広島で軍縮・不拡散イニシアティブ（NPDI）外相会合を開催されるのに合わせて、私たち市民は核兵器廃絶を1日も早く実現するために何が必要か、広島の思いを伝えるべく様々に取り組んでいます。

日本政府が被爆国として、核兵器廃絶への世界的潮流の先頭に立たれんことを願って、次の何点かについて広島の思いをお伝えし要請します。

記

1. 核の傘、核抑止力依存からの脱却を

2013年10月の125カ国による「核兵器の非人道性と不使用を訴える共同声明」に日本政府が賛同したことを歓迎します。

「いかなる状況下においても核兵器が二度と使用されないことが人類の生存そのものにとって利益である。」とする共同声明は、核戦争による未曾有の非人間的惨禍を経験した広島、長崎にとっては当然の主張です。

他方、岸田外相が今年1月に長崎での講演で「核兵器の使用を保有国は個別的・集団的自衛権に基づく極限の状況に限定するよう宣言するべきだ」と表明されたことに深い失望と憤りを覚えます。

いかなる場合においても核兵器の使用は人道的に許されません。また同様、核抑止力、拡大核抑止力に国家安全保障を求めることは、核の傘あるいは自国の核兵器の保有準備・保有によって核兵器で敵国を攻撃する意思、すなわち無差別殺傷の威嚇であり核兵器廃絶への挑戦にほかならないということをぜひ考えていただきたいと思います。

1996年の国際司法裁判所 ICJ の『核兵器の威嚇・使用の合法性に関する勧告的意見』も、「想定される武力の使用それ自体が違法ならば、明示されたそれを使用する用意は、国連憲章・第2条・第4項で禁じられた威嚇である」と明記しています。

核兵器が絶対に否定されるべきものであるという認識を持つためには、常に被爆者の

声に真摯に耳を傾ける姿勢を忘れないことです。

2. 核兵器禁止条約制定へのヘゲモニーを

今、核兵器と同様に非人道的兵器である地雷、クラスター爆弾の禁止条約の成立過程を教訓にして核兵器の禁止条約をという国際的な気運が生まれています。それが125カ国賛同まで広がった「核の非人道性と不使用を訴える共同声明」に顕われています。

4月のNPDI外相広島会合においては、安全保障として核抑止力の維持を図りつつ段階的核軍縮をというスタンスではなく、非人道的兵器である核兵器の非合法化の道、核兵器禁止条約への政治的プロセスのスタートを図るべく努力してください。

日本政府は被爆国として、国際的世論の先頭に立って核兵器禁止条約の成立に貢献してください。核なき世界実現にとって大きな力になると信じます。

3. 核兵器用プルトニウムを増殖する核燃料サイクル推進政策の中止を 原発輸出の中止を

さらに核兵器廃絶にとっての重要な問題は、使用済み核燃料の再処理計画と核兵器の関係です。

使用済み核燃料の再処理によって分離されるプルトニウムは、核兵器の材料となり、日本は既に約44トンという大量の分離プルトニウムを国内外に保有しています。この上、青森県六ヶ所村の再処理工場の運転を始めれば、非核兵器国で唯一のプルトニウムの本格的生産となり商業利用のめども立たないまま核兵器が製造可能なプルトニウムの備蓄が増える事になります。

高速増殖炉計画は事実上破綻し、「もんじゅ」について事実上の運転禁止命令が出されている状況下で、プルトニウムの商業利用はありえません。日本は、利用目的の説明できないプルトニウムを大量に備蓄していくことになります。

周辺諸国から核武装の疑惑をもたれ緊張関係をもたらずだけでなく、日本自身の核兵器保有の潜在能力の維持を意図していると見ざるを得ません。現に、2012年6月20日の「原子力規制委員会設置法」制定に際して、原子力基本法に「わが国の安全保障に資する」という条文が加えられた事実は、日本が核兵器製造能力の開発・維持については保有の可能性と意図を明示したことになります。

また、プルトニウムの盗難や施設への攻撃の危険性も高まります。

さらに、日本が再処理を進めることは、核兵器の拡散につながる恐れがあります。

原発政策はすでに福島原発事故で完全に破綻してしまいました。事故は収束しておらず、地球規模の放射能汚染が続いており、事故原因も解明されていません。それにもかかわらず、政府は、国内原発の再稼働や新建設にとどまらず、数カ国との原子力協定を追求し原発プラントの輸出を進めようとしています。これは放射能汚染の拡散を他国にまでもたらす危険なものです。取り返しのつかない福島原発事故を引き起こした当事国・日本が他国への原発の販路拡大に活路を見出す行為は非道徳

的であり許されません。

4. 第3回「核兵器の人道上の影響に関する国際会議」ウィーン開催への積極的参加を日本が次のホスト国となることを

今回のメキシコ会議で日本は被爆者や医科学者、若い被爆3世を政府代表団のメンバーとしました。被爆者セッション実現の影響は当然ながら大きなものがありました。

広島としては、日本政府がこの姿勢を次のオーストリア会議でも維持し、核廃絶国際世論の醸成に引き続き寄与されるよう期待します。

広島で開催されるNPDI外相会合においても、第3回「核兵器の人道上の影響に関するオーストリア国際会議」に多くの国が参加するよう呼びかけてください。

次の非人道国際会議の開催国として名乗りを上げてください。

核兵器廃絶を求める国際社会から被爆国日本に対する期待は計り知れないものがありこれに答えるのが日本の責務だと信じます。

5. すべての核被害者の人権を守るために

2015年には核時代の幕開けとなった広島・長崎被爆70周年を迎えます。

核開発による放射能被害は、原爆被爆にとどまらずウラン鉱山地域での被害から核実験、劣化ウラン弾被害、原発事故被害、核施設労働者の被害など核利用の過程で無数の非人間的被害を生み出してきています。

生命、健康、生活、環境に及ぶ核による被害は、人間の尊厳を犯し人権を蹂躪しています。

核兵器廃絶は、核被害への対処と表裏一体でなければ達成できないと思います。

日本政府として、日本の、世界の核被害者の人権保障のため尽力されることを要請いたします。

核兵器廃絶をめざすヒロシマの会
特定非営利活動法人 ANT-Hiroshima
ほか広島市民一同

連絡先：核兵器廃絶をめざすヒロシマの会（HANWA）

Hiroshima Alliance for Nuclear Weapons Abolition

事務局：〒730-0005 広島市中区西白島18-4城北ビル2F

足立修一法律事務所内

電話：082-211-3342

Eメール hanwa@e-hanwa.org